

富士山静岡空港旅客ターミナルビル

国内線旅客取扱施設利用料に関する規程

(趣旨)

第1条 本規程は、富士山静岡空港株式会社(以下、「会社」という。)が提供する富士山静岡空港(以下、「空港」という。)の旅客ターミナルビル内国内線旅客公衆ゾーンの諸施設及び旅客案内情報施設を含む旅客取扱施設(以下、「施設等」という。)の利用に関し、その利用料及び利用料収受に関して定めるものとする。

(利用料)

第2条 空港の国内線を利用して出発し又は到着する航空旅客(以下、「旅客」という。)は、航空券が発券される際に、施設等の利用に係る国内線旅客取扱施設利用料(以下、「利用料」という。)を航空運送事業者又はその代理店(以下、「航空運送事業者等」という。)に対し、航空運送事業者等が定める航空運送約款等に基づき支払うものとする。航空券の発券を受けない旅客(自家用航空機等を利用する旅客を含む。)及び何らかの理由により航空券の発券の際に利用料を支払っていない旅客は、別途航空運送事業者等を通じて、別異の方法により、利用料を支払うこととする。

2. 前項の利用料の額は、別表第1に掲げるとおりとする。
3. 会社は、前2項の規定にかかわらず、別表第2に掲げる旅客については利用料を免除することができるものとする。

(供用の休止)

第3条 会社は、次の各号に掲げる場合は、施設等の一部の供用を休止することがある。なお、この場合において利用料の払い戻しは行わないものとする。

- (1) 施設等が破損し、または故障したとき。
- (2) 施設等に修理その他工事を施すとき。
- (3) 前2号に掲げる場合のほか、施設等の管理上、会社が特に必要と判断するとき。

(払い戻し)

第4条 旅客が空港からの出発若しくは到着を取りやめたとき、又は会社が必要と認めた場合に限って、第2条第1項に規定する利用料を支払った航空運送事業者等を通じて、払い戻しを行う。なお、利用料の払い戻し方法等については、航空運送事業者等の定めによるものとする。

(事務手続き等)

第5条 会社と航空運送事業者等は、利用料の収受に関する事務手続きその他条件について、別に定める協定書を締結するものとする。

(規程の適用)

第6条 本規程の適用にあたっては、日本語を正文とし、日本法に従い解釈し、本規程に定めのない事項については日本法を適用するものとする。

2. 本規程に起因するすべての訴訟行為に関しては、その訴額に応じ、施設等の所在地を管轄する簡易裁判所または地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

(規程の変更等)

第7条 会社は、本規程に定める事項等を変更することができる。その際は、その効力発生日を定め、当該変更を行う旨及び当該変更の内容、並びに当該変更の効力発生日を会社のウェブサイト(<https://www.mtfuji-shizuokaairport.jp/>)で周知するものとする。

2. 会社が静岡県との間で締結する富士山静岡空港特定運営事業等公共施設等運営権実施契約が解除又は終了した場合には、本規程も同時に終了するものとする。

附則

- 1 本規程は、2023年1月20日から施行する。
- 2 本規程に基づく利用料は、2023年1月20日以降に空港を利用して出発し又は到着する航空旅客に適用する。

別表第1(第2条第2項関係)

利用料の額(消費税及び地方消費税を含む)

国内線旅客

出発	大人1人あたり	140円
	小人1人あたり	70円
到着	大人1人あたり	140円
	小人1人あたり	70円

※小児用割引航空券を利用する場合又は旅客の年齢が12歳未満であることが確認できる場合のみ、小人料金を適用する。なお、3歳未満の国内線旅客に対して利用料の負担は要さない。ただし、3歳未満であっても航空券を使用する場合は小人とみなす。

別表第2(第2条第3項関係)

次に掲げる旅客については利用料の全部を免除することができる。

- (1) 専ら外交上の目的、又は公用のために使用される航空機に搭乗する旅客
- (2) 天皇皇后両陛下、国賓、公賓及びこれに準ずる扱いを必要とする要人が搭乗する航空機に搭乗する旅客
- (3) 空港を離陸後、やむを得ない事情のため他の飛行場に着陸することなく空港に再度着陸した航空機の旅客
- (4) 航空交通管制その他の行政上の必要から着陸を命ぜられて着陸する航空機に搭乗する旅客
- (5) 機体若しくは機器等の故障、航空機の強取等の処罰に関する法律による航空機の強取等、急病患者の発生、又は航空機に爆発物を置く等航空機の安全運航を損なうおそれがある行為の発生により空港に不時着した航空機の旅客
- (6) 本来の目的地である飛行場及びその周辺、エンルート上の天候等の事情により、当該飛行場に着陸できないため空港に暫定的に着陸した航空機の旅客
- (7) 前各号に掲げるもののほか、会社が特に必要と認める旅客